

○東松山市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

平成18年3月27日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条に規定する許可に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者（以下「経営予定者」という。）は、経営許可の申請をする前に当該墓地等の経営計画について、市長と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 納骨堂を寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内に設置する場合
- (2) 災害時において緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認める場合
- (3) 既にある墓地等を引き継いで経営する場合

(説明会の開催)

第3条 経営予定者は、前条の事前協議の後、墓地等の経営計画について、関係住民に対し理解と周知を図るため説明会を行わなければならない。

2 前項の関係住民とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 墓地及び納骨堂 当該墓地の区域又は納骨堂の敷地の周囲からおおむね100メートル以内に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者
- (2) 火葬場 当該火葬場の敷地の周囲からおおむね300メートル以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建物を所有する者

3 経営予定者が、第1項の説明会を実施したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、墓地等の経営計画が前条各号のいずれかに該当するときは、説明会の開催を要さないものとする。

(許可申請)

第4条 経営予定者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容が次条から第7条に規定する基準を満たすときは、許可するものとする。

(経営者の基準)

第5条 墓地等を経営しようとする者は、次に掲げる者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人又は公益財団法人で市内に事務所を有し、かつ、自己の所有地において永続的に墓地等の経営をしようとする者

(3) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人であって、同法第52条第1項の規定により登記された主たる事務所を市内に有し、かつ、自己の所有地において永続的に墓地等の経営をしようとする者

(設置場所の基準)

第6条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 河川又は湖沼からおおむね20メートル以上離れていること。

(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100メートル以上離れていること。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(4) 幅員4メートル以上の道路(袋路状のものを除く。)に接していること。

2 納骨堂の設置場所は、寺院、教会等の礼拝の施設内又は火葬場の敷地内になければならない。

(施設の基準)

第7条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 墓地

ア 墓地の境界に接し、その内側に幅員1.5メートル以上の緑地が設けられており、かつ、墳墓が見えないように障壁、樹木の垣根等が設けられていること。

イ 墓地の区域の面積に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

ウ 駐車場は、墳墓の区画数に0.05を乗じて得た数以上の台数の規模であること。

エ 墓地の出入口には、施錠することができる門扉が設けられていること。

オ 墓地内の通路は、アスファルト、コンクリートその他堅固な材料で舗装され、かつ、その幅員が1.5メートル以上であること。

カ 管理事務所、便所、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備が設置されていること。

キ 墓地の区域が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全な措置が講じられていること。

(2) 納骨堂

ア 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅員3メートル以上の緑地が設けられており、かつ、障壁又は樹木の垣根等が設けられていること。

イ 駐車場は、納骨堂の檀数に0.03を乗じて得た数以上の台数の規模

であること。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であり、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料が用いられていること。

エ 出入口及び納骨装置は、施錠することができる構造であること。

(3) 火葬場

ア 周囲は、障壁及び門扉を設け、外部と区画されていること。

イ 火葬場の区域に占める緑地の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

ウ 火葬炉には、防臭及び防じん等のために必要な装置が設置されていること。

エ 管理事務所、便所、休憩所、火葬室及び残灰庫が設置されていること。

（標識の設置）

第8条 第4条第2項の規定による許可を受けた者（以下「経営許可者」という。）は、第11条の工事完了検査済証の交付を受ける日まで規則で定めるところにより墓地等の設置を表示する標識を設置しなければならない。

2 経営許可者は、前項の標識を設置したときは市長に届け出なければならない。

（工事着手の届出）

第9条 経営許可者は、当該許可に係る事項の工事に着手するときは、市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第10条 経営許可者は、前条の工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（工事完了検査済証の交付）

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかにその内容を検査し、その結果が経営許可内容に適合すると認めたときは、工事完了検査済証を当該経営許可者に対し、交付するものとする。

2 墓地等の経営許可者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該工事に係る墓地等を使用してはならない。

(軽易な変更の届出)

第12条 経営許可者は、当該許可に係る事項で規則に定める軽易な事項を変更するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(変更許可)

第13条 経営許可者が次の各号に規定する変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(1) 墓地の区域を拡張する変更

(2) 納骨堂又は火葬場の建築面積を拡張する変更

2 前項第1号の変更とは、変更前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が変更前の墓地の面積の2倍に満たないものをいう。

(準用規定)

第14条 第2条から第12条の規定は、前条の規定による変更をしようとする者で法第10条第2項の規定による許可(墓地等の廃止の許可を除く。)を受けようとするものについて準用する。この場合において、第7条第1号中「墓地」とあるのは「変更後の墓地」と、同条第2号中「納骨堂」とあるのは「変更後の納骨堂」と、同条第3号中「火葬場」とあるのは「変更後の火葬場」と読み替えるものとする。

(墓地等の廃止)

第15条 経営許可者は、墓地等を廃止しようとするときは、市長に申請し、許可を得なければならない。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(都市計画事業等による墓地等の新設等の届出)

第16条 法第11条第1項又は第2項の規定により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営許可者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営者の遵守事項)

第17条 墓地等の経営許可者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可指令番号を掲示すること。ただし、1,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。

(2) 墓地等を常に清潔に保ち、破損した箇所を速やかに修復すること。

（立入検査）

第18条 市長は、必要と認めるときは、当該職員に墓地等に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の経営許可者若しくは管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、墓地等の設置等に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に埼玉県知事に対してされた経営許可若しくは変更許可等の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年埼玉県条例第103号）附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるものに係る許可を行う場合の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成11年埼玉県条例第65号）の例による。

附 則（平成20年10月1日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。